

官報

号外

昭和三十年七月二十九日

○第二十二回 衆議院會議録第五十号

昭和三十年七月二十九日(金曜日)

議事日程 第四十九号

昭和三十年七月二十九日

午後一時開議

第一 畑地農業改良促進対策審議
会委員の選挙

●本日の會議に付した案件

健康保険赤字克服の根本対策に關
する決議案(山下春江君外六名
提出)

輸出入取引法の一部を改正する法
律案(内閣提出、參議院回付)

日程第一 畑地農業改良促進対策
審議委員会委員の選挙

齒科衛生士法の一部を改正する法
律案(内閣提出、參議院送付)

齒科技工法案(内閣提出、參議院
送付)

優生保護法の一部を改正する法律
案(參議院提出)

北海道における国有林野の風害木
等の売却代金の納付に關する特

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議録第五十号 健康保険赤字克服の根本対策に關する決議案

別措置法の一部を改正する法律
案(網島正興君外三名提出)

昭和三十年六月及び七月の水害に
よる被害農家に対する米麦の充

渡の特例に關する法律案(網島
正興君外七名提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国
庫補助の暫定措置に關する法律

の一部を改正する法律案(芳賀
貢君外三十八名提出)

日本学校給食会法案(内閣提出)

女子教育職員の前雇後の休暇中
における学校教育の正常な実施

の確保に關する法律案(參議院
提出)

昭和三十年六月及び七月の大水害
により被害を受けた地方公共団

体の賠償の特例に關する法律案
(鈴木直人君外七名提出)

昭和三十年産米穀についての所得
税の臨時特例に關する法律案

(内閣提出)

金融機關の資金運用の調整のため
の臨時措置に關する法律案(内
閣提出)

午後六時十一分開議

○議長(益谷秀次君) これより會議を
開きます。

健康保険赤字克服の根本対策に關
する決議案(山下春江君外六名
提出)

(委員會審査省略要求案件)

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急
動議を提出いたします。すなわち、山

下春江君外六名提出、健康保険赤字克
服の根本対策に關する決議案は、提出

者の要求の通り委員會の審査を省略し
てこの際これを上程し、その審議を進
められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認
めます。よつて日程は追加せられまし
た。

健康保険赤字克服の根本対策に關す
る決議案を議題といたします。提出者
の趣旨弁明を許します。越智茂君。

健康保険赤字克服の根本対策に關
する決議案

健康保険赤字克服の根本対策に
關する決議

健康保険特別会計の赤字はおびた
だしいものがあるにもかかわらず、
今年度予算においては応急対策を講
じたにすぎず、完全な処理が行われ
ておらず、保険財政の前途は深憂に
たえないものがある。

政府は、速かに赤字解消の根本対
策をたて、社会保険制度の擁護とそ
の発展に努むべきである。
右決議する。

〔越智茂君登壇〕

○議長(益谷秀次君) 私は、衆議院各派を代表
いたしました。ただいま議題となりま
した健康保険特別会計の赤字克服対策
確立に關する決議案について趣旨弁明
をいたします。

まず最初に、決議案の案文を朗讀し
いたします。

健康保険赤字克服の根本対策に關
する決議案

健康保険特別会計の赤字はおびた
だしいものがあるにもかかわらず、
今年度予算においては応急対策を講
じたにすぎず、完全な処理が行われ
ておらず、保険財政の前途は深憂に
たえないものがある。

政府は、速かに赤字解消の根本対
策をたて、社会保険制度の擁護とそ
の発展に努むべきである。
右決議する。

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議録第五十号 輸出入取引法の一部を改正する法律案(衆議院回付)

健康保険は、逐年発展し、社会保険の中核として重きをなすに至り、今やその適用を受ける人員は、政府管掌において千二百六十万人、組合管掌において千二十万人、その給付に要する経費の年額は、政府管掌において約三百三十三億円、組合管掌において約三百八十七億円に上り、国民健康保険と相俟って、わが国医療事業の大宗を占めているのであります。しかるに、このうち特に政府管掌健康保険は年々急激に増大する医療費の増加の趨勢に悩み、その結果、昨年度末においては、健康保険特別会計にはついに四十億円の赤字を生ずるに至つたばかりでなく、本年度においても約六十億円の赤字を見込まれるに至つた次第であります。もとより、これがおもなる原因は、受診率及び入院率の増大、新薬、特に抗生物質の施用による医療費の増加等、医療の普及及び医学の進歩による医療内容の向上の結果ではあります。が、いかなる原因に基くにいたしましても、健康保険財政の赤字は保険経営の基礎を脅かす重大事であることは間違いないと見えます。社会保険の中核である国民医療に重大なる役割を持つ健康保険の危機は、一大社会問題として

て、決して看過することは許されないのであります。されば、政府においても、昨年以來鋭意これが対策に努力をいたして参つたようであり、いまだ完璧を期するにはほど遠いものがあるのであります。すなわち、健康保険特別会計の本年度予算においては、年度末までに生ずる赤字の見込みは約百一億圓に對し、保険料率引き上げによつて二十六億円、国庫補助金によつて十億円、国庫借入金金が六十億円、計九十六億圓の歳入増を見込んだほかに、なお不足額五億圓を標準報酬等級改訂によつて捻出することとしたし、これがために健康保険法の改正を今国会に提出されたのであります。

しかしながら、この赤字処理方式を見ますに、借入金六十億圓は後年度において処理しなければならぬものになつておりまして、赤字の繰り越しと見るべきものでありますから、この六十億圓は明らかに今年度末の同会計の赤字そのものであるわけであり、前年度末の赤字は四十億圓でありますから、これを差し引いても、なお二十億圓は純粋に今年度において生じた赤字であり、しかも、これが未処理のまま後年度に繰り越されるものであります。従つて、この対策は、全く今年度の経理を糊塗する跡に策にすぎません。健康保険の赤字に對する根本対策としては全くなっていないと断ぜざるを得ないのであります。かつ、また、健康保険の赤字対策といひましては、赤字の原因が支出の増大にある以上、単に歳入を増して支出に合わせるだけでは足らず、根本的に支出の増大を抑制する措置を講じなければならぬのが当然であるのにもかかわらず、このための有効の措置が何ら伴っていないことは、この政府案の最大の欠陥であります。従つて、われわれは、これらの欠陥を是正する根本的な赤字対策の確立こそ健康保険を擁護するに欠くべからざる喫緊の要務であると考える次第であります。

もとより、根本対策として考えられる事柄にはいろいろの対策がありましよう。政府は、すみやかに調査を進め、一日も早く完璧なる方策を立てられたのであります。特に、支出増大抑制のための患者の一部負担と、健康保険の擁護を通じて社会保険の前進を期するための国庫負担の少くとも一刻以上の定率化は、根本対策としては不可欠のものであり、必ずすみやかに実現する旨川崎厚生大臣も明言されてお

るのでありますから、政府はこの言明を急速に具体化せられるより強く要望いたします。本決議案の趣旨弁明といたします。何とぞ御賛同あらんことを希望いたします。(拍手)

七九〇

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案を可決するに御異議ありませんか。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。(拍手)

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。衆議院から、内閣提出、輸出入取引法の一部を改正する法律案が回付されました。この際議事日程に追加して、右回付案を議題とするに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

輸出入取引法の一部を改正する法律案の衆議院回付案を議題といたします。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

輸出入取引法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三条によりここに回付する。

昭和三十年七月二十九日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 益谷 秀次郎

本院送付案に対する参議院の修正に依る案文を掲げ、小字及び一は参議院修正

(輸出業者の輸出取引に関する協定)

第五條 輸出業者は、締結の日の十日前までに通商産業大臣に届け出て、特定の仕向地に輸出する特定の種類の貨物の輸出取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出があつた場合において、届出に係る協定が次の各号に適合するものでないと認めるときは、その協定の締結前に、輸出業者に對し、その協定の変更を命じ、又はその締結を禁止しなければならない。

一 外国政府又は国際機関との間に締結された条約その他の取極に違反するおそれがないこと。

二 仕向地の輸入業者又は関係事業者の利益を害し、本邦の輸出業者の国際的信用を著しく害するおそれがないこと。

三 前二号のほか、輸出入貿易の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 その内容が不当に差別的でないこと。

五 その協定に参加し、又はその協定から脱退することを不当に制限しないこと。

六 国内の〇関係中小企業者その他の消費者の利益を不当に害するおそれがないこと。

(輸出業者の国内取引に関する協定)

第五條の二 輸出業者は、通商産業大臣の認可を受けて、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結し、又は当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者若しくは販売業者とこれらの事項について協定を締結することができる。

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請に係る協定が前条第二項各号に適合すると認めるときでなければ、前項の認可をしてはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の認可の申請があつたときは、当該申請を受理した日から起算して二十日以内に当該申請に係る協定について認可又は不認可の処分をしなければならぬ。

4 前項の期間内に同項の処分がなされなかつたときは、当該期間が満了した日の翌日において、当該申請に係る協定について第一項の認可があつたものとみなす。

5 通商産業大臣が第一項の認可の申請に關し申請者に報告を求めたときは、その日からその報告を通商産業大臣が受理するまでの期間は、これを第三項の期間に算入しない。

(生産業者又は販売業者の協定)

第五條の三 生産業者又は販売業者は、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣の認可を受けて、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について協定を締結することができる。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の協定に準用する。

4 輸出組合は、第一項及び第二項に定めるもののほか、通商産業大臣の認可を受けて、定数で定めるところにより、特定の仕向地に輸出すべき特定の種類の貨物の国内取引における価格、数量、品質、意匠その他の事項について組合員の遵守すべき事項を定め、又は当該仕向地に輸出すべき当該貨物の生産業者又は販売業者とこれらの事項について組合員のためにする団体協約を締結することができる。

5 第五條の二第二項から第四項まで、第六條第二項及び第七條第二項の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に準用する。

項の規定は、前項の組合員の遵守すべき事項及び団体協約に準用する。

○議長(益谷秀次君) 本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第一、畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙

○議長(益谷秀次君) 畑地農業改良促進対策審議会委員の任期が来たる八月十二日をもって満了いたしますので、その後任者の選挙を行います。

○長谷川四郎君 畑地農業改良促進対策審議会委員の選挙については、その手続を省略し、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、議長は、畑地農業改良促進対策審議会委員に

赤城 宗徳君 笹山茂太郎君
永山 忠則君 有馬 輝武君

松平 忠久君
を指名いたします。

齒科衛生士法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

齒科技工法案(内閣提出、参議院送付)

優生保護法の一部を改正する法律案(参議院提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、齒科衛生士法の一部を改正する法律案、齒科技工法案、参議院提出、優生保護法の一部を改正する法律案、右三案を一括議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

齒科衛生士法の一部を改正する法律案、齒科技工法案、優生保護法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員会理事山花秀雄君。

三號)第三十一條第一項及び第三

十二条の規定にかかわらず、歯科診療の補助をなすことを業とすることが出来る。

第三条中「歯科衛生士試験」を「歯科衛生士試験」に、「歯科衛生士免許」を「歯科衛生士免許」に改める。

第六条並びに第七條第一項及び第二項中「歯科衛生士」を「歯科衛生士」に改める。

第七條第二項中「歯科衛生士免許証」を「歯科衛生士免許証」に改める。

第九條中「歯科衛生士」を「歯科衛生士」に改める。

第十二條第一号及び第三号中「歯科衛生士学校」を「歯科衛生士養成所」に、「同条第二号中「歯科衛生士養成所」を「歯科衛生士養成所」に、同条第三号中「歯科衛生士免許」を「歯科衛生士免許」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十二條の二 歯科医師試験審議会の委員その他試験に関する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つて職正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

第十三條の二 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに當つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授けし、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第十三條の三 試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正の行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることが出来る。

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議第五十号 歯科衛生士法の一部を改正する法律案外二案

の場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

第十三條中「第二條」を「第一條第一項」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十三條の二 歯科衛生士は、歯科診療の補助をなすに當つては、主治の歯科医師の指示があつた場合を除くほか、診療機械を使用し、医薬品を授けし、又は医薬品について指示をなし、その他歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

ただし、臨時応急の手段をすることは、さしつかえない。

附則を附則第一項とし、同項の次に次の一項を加える。

〇第二條に規定する業務を行う男子である者には、七五について、この法律の規定を準用する。

附則 (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定) 2 この法律による改正前の歯科衛生士法(以下「旧法」といふ)の規定によりなされた免許その他の処分又は申請、届出その他の手続は、それぞれこの法律による改正

後の歯科衛生士法(以下「新法」といふ)の相当規定に基いてなされた処分又は手続とみなす。

旧法の規定による歯科衛生士試験に合格した者は、新法第三條の規定にかかわらず、歯科衛生士免許を受けることができる。

旧法第十二條の規定に該當する者は、新法第十二條の規定にかかわらず、歯科衛生士試験を受けることができる。

新法第八條第二項の規定は、歯科衛生士が歯科診療の補助に關し、この法律の施行前に行つた犯罪又は不正の行為についても、適用する。

この法律の施行前歯科衛生士である間に歯科診療の補助に關し保健婦助産婦看護婦法第三十一條第一項又は第三十二條の違反行為をした者の処罰については、その者がその間に歯科診療の補助に關し同法第三十七條本文に規定する行為をしたものである場合に限り、この法律の施行後も、なお従前の例による。ただし、同法第三十七條本文に規定する行為をするに際して主治の歯科医師又は医師の指示を受けたものであるとき、又は臨時応急の手段としてその行為をしたものであるときは、この限りでない。

前項の場合においては、その刑は、同項の規定にかかわらず、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金とする。

厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十九号及び第十條第三号中「歯科衛生士」を「歯科衛生士」に改める。

報告書は會議録追録に掲載

歯科技工法案 右の内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和三十年七月十五日 參議院議長 河井 彌八 衆議院議長 谷 秀次郎

歯科技工法案 目次 第一章 總則(第一條・第二條) 第二章 免許(第三條・第十條) 第三章 試験(第十一條・第十六條) 第四章 業務(第十七條・第二十二條) 第五章 歯科技工所(第二十二條・第二十六條)

第六章 罰則(第二十七條・第三十一條)

附則 第一章 總則 (この法律の目的) 第一條 この法律は、歯科技工士の資格を定めるとともに、歯科技工の業務が適正に運用されるように規律し、もつて歯科医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(用語の定義) 第二條 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。ただし、歯科医師(歯科医業を行うことができる医師を含む。以下同じ)がその診療中の患者のために自ら行う行為を除く。

2 この法律において、「歯科技工士」とは、都道府県知事の免許を受けて、歯科技工を業とする者をいう。

3 この法律において、「歯科技工所」とは、歯科医師又は歯科技工士が業として歯科技工を行う場所をいう。ただし、病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われな

いものを除く。

七九三

第二章 免許

(免許)

第三条 齒科技工士の免許(以下「免許」という。)は、齒科技工士試験(以下「試験」という。)に合格した者に対して与える。

(絶対的欠格事由)

第四条 官の者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えないことができる。

一 齒科医業又は齒科技工の業務に關する犯罪又は不正の行為があつた者

二 精神病者又は麻薬、あへん若しくは大麻の中毒者

(齒科技工士名簿)

第六条 都道府県に齒科技工士名簿を備え、免許に關する事項を登録する。

(登録、免許証の交付及び届出)

第七条 免許は、齒科技工士名簿に登録することによつて行ふ。

2 都道府県知事は、免許を与えたときは、齒科技工士免許証(以下「免許証」という。)を交付する。

3 齒科技工士は、毎年十二月三十一日現在において、その氏名、住所(業務に従事する者については、さらにその場所)その他厚生省令で定める事項を、翌年一月十五日

までにその住所地の都道府県知事に届け出なければならない。

(免許の取消等)

第八条 齒科技工士が、第四条の規定に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消さなければならない。

2 齒科技工士が、第五条各号の一に該当するに至つたときは、都道府県知事は、その免許を取り消し、又は期間を定めてその業務の停止を命ずることができる。

(聴聞)

第九条 都道府県知事は、前条の処分をしようとするときは、処分の理由並びに聴聞の期日及び場所をその期日の二週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。

2 聴聞においては、当該処分を受ける者又はその代理人は、自己又は本人のために弁明し、かつ、有利な証拠を提出することができる。

3 都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで、前条の処分をすることができる。

(政令への委任)

第十条 この章に規定するもののほか、免許の申請、齒科技工士名簿

の登録、訂正及び消除、免許証の交付、書換交付、再交付、返納及び提出並びに住所の届出に關する事項は、政令で定める。

第三章 試験

(試験の目的)

第十一条 試験は、齒科技工士として必要な知識及び技能について行ふ。

(試験の実施)

第十二条 試験は、第十四条第一号に規定する齒科技工士学校又は同条第二号に規定する齒科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少くとも一回行ふ。

2 試験の実施に關する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に屬する齒科技工士試験審査会を置く。

3 厚生大臣は、齒科医師試験審査会の委員に、試験の基準に關して、齒科技工士試験審査会を指導させることができる。

(試験事務担当者の不正行為の禁止)

第十三条 齒科医師試験審査会又は齒科技工士試験審査会の委員その他試験に關する事務をつかさどる者は、その事務の施行に當つては厳正を保持し、不正の行為がないようにしなければならない。

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一 文部大臣の指定した齒科技工士学校を卒業した者

二 厚生大臣の指定した齒科技工士養成所を卒業した者

三 齒科医師國家試験又は齒科醫師國家試験予備試験を受けることができる者

四 外國の齒科技工士学校若しくは齒科技工士養成所を卒業し、又は外國で齒科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適當と認めたもの

(不正行為の禁止)

第十五条 試験に關して不正の行為があつた場合には、都道府県知事は、その不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続その他試験に關して必要な事項は厚生省令で、第十四条第一号又は第二号に規定する学校又は養成所に關し

て必要な事項は、文部省令又は厚生省令で定める。

第四章 業務

(禁止行為)

第十七条 齒科医師又は齒科技工士でなければ、業として齒科技工を行つてはならない。

2 齒科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)第七条第二項の規定により齒科医業の停止を命ぜられた齒科医師は、業として齒科技工を行つてはならない。

(齒科技工指示書)

第十八条 齒科医師又は齒科技工士は、厚生省令で定める事項を記載した齒科医師の指示書によらなければ、業として齒科技工を行つてはならない。

(指示書の保存義務)

第十九条 病院、診療所又は齒科技工所の管理者は、当該病院、診療所又は齒科技工所で行われた齒科技工に係る前条の指示書を、当該齒科技工が終了した日から起算して二年間、保存しなければならない。

(業務上の注意)

第二十条 齒科技工士は、その業務を行ふに當つては、印象採得、咬合採得、試験、装着その他齒科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならない。

第五章 齒科技工所

(届出)

第二十一条 齒科技工所を開設した者は、開設後十日以内に、開設の場所、管理者の氏名その他厚生省令で定める事項を齒科技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項のうち厚生省令で定める事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 齒科技工所の開設者は、その齒科技工所を休止し、又は廃止したときは、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。休止した齒科技工所を再開したときも、同様とする。

(管理者)

第二十二条 齒科技工所の開設者は、自ら齒科医師又は齒科技工士であつてその齒科技工所の管理者となる場合を除くほか、その齒科技工所に齒科医師又は齒科技工士たる管理者を置かなければならぬ。

(管理者の義務)

第二十三条 齒科技工所の管理者は、その齒科技工所に勤務する齒科技工士その他の従業者を監督し、その業務遂行に欠けることがないように必要な注意をしなければならない。

(改善命令)

第二十四条 都道府県知事は、齒科技工所の構造設備が不完全であつて、当該齒科技工所で作成し、修理し、又は加工される補てつ物、充てん物又は矯正装置が衛生上有害なものとなるおそれがあると認めるときは、その開設者に対し、相当の期間を定めて、その構造設備を改善すべき旨を命ずることができる。

(使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、齒科技工所の開設者が前条の規定に基づく命令に従わないときは、その開設者に対し、当該命令に係る構造設備の改善を行つたまでの間、その齒科技工所の全部又は一部の使用を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事及び保健所を設置する市の市長は、必要があるとき、齒科技工所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該吏員に、齒科技工所に立ち入り、その清潔保持の状況、構造設備若しくは指示書その他の帳簿書類を検査させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査をする当該吏員は、その身分を示す

証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、齒科技工所につき前二条の規定による処分が行われる必要があると認めるときは、理由を附して、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業務の停止命令に違反した者

二 第十三条の規定に違反して、故意若しくは重大な過失により事前に試験問題を漏らし、又は故意に不正の採点をした者

三 第十七条第二項の規定に違反した者

四 第二十五条の規定による処分に違反した者

第二十九条 第十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第七条第三項の規定に違反した者

二 第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二条の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第二十八条第四号又は前条第二号若しくは第三号の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

(特例技工士)

第二条 齒科医師以外の者であつて、この法律の施行の際現に齒科

技工の業務を行つてゐるもの又はこの法律の施行前に引き続き三年以上齒科技工の業務を行つてゐたものは、この法律の施行後三箇月間は、第十七条第一項の規定にかかわらず、業として齒科技工を行ひ、又は第二十二条の規定にかかわらず、齒科技工所の管理者となることが出来る。

2 前項の者が同項の期間内にその氏名、住所その他厚生省令で定める事項をその住所地の都道府県知事に届け出たときは、その者については、昭和三十三年十二月三十一日までの間も、同項と同様とする。

3 前二項の規定により業として齒科技工を行つことができる者(以下「特例技工士」といふ。)については、第十八条及び第二十條の規定を準用する。

4 前項において準用する第十八條の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士が、第四条又は第五条各号の一に該当するに至つたときは、その業務を禁止することができる。第九条の規定は、この場合において準用する。

6 前項の規定に基づく処分違反した者は、一年以上の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議第五十号 齒科衛生士法の一部を改正する法律案外二案

7 特例技工士は、特例技工士である間は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

(試験の実施に関する経過措置)

第三条 昭和三十一年までは、第十二条第一項の規定にかかわらず、同条同項に規定する都道府県知事以外の都道府県知事も、毎年少くとも一回試験を行うものとする。ただし、厚生大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十一年においては、第十二条第一項及び前項の規定にかかわらず、試験を行わないことができる。

(指示書に関する経過措置)

第四条 第十八条の規定は、歯科医師がこの法律の施行の際現に行っている歯科技工士については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行っている歯科技工士については、附則第二条第三項の規定にかかわらず、準用しない。

(特例技工所)

第五条 特例技工士が業として歯科技工を行う場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための歯科技工が行われな

者については、第五章及び第十九条の規定を準用する。この場合において、第二十二条中「歯科医師又は歯科技工士」とあるのは、「歯科医師、歯科技工士又は特例技工士」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第二十五条の規定による処分違反した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処し、同項において準用する第十九条、第二十一条第一項若しくは第二項又は第二十二

条の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

(歯科技工所等の届出に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に歯科技工所又は特例技工所を開設している者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第二十一条第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該歯科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更

を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定に違反した者は、五

千円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して附則第五条第二項又は前条第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八条 他の法令の規定により期間を限つて歯科医師国家試験予備試験を受けることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 歯科医師法第三十三条第三項に

規定する者及び他の法令の規定により歯科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四条の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四条の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第九条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十条第三十九号の次に次の一号を加える。

三十九の二 診療エックス線技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十号第三号中「歯科衛生士」の下に「歯科技工士」を加える。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条・第十条)

第三章 試験(第十一条・第十六

条)

第四章 業務(第十七条・第二十

条)

第五章 歯科技工所(第二十一

条・第二十六

条)

第六章 罰則(第二十七条・第三

十一条)

附則

(試験の実施)

第十二条 試験は、第十四条第一号に規定する歯科技工士学校又は同

七九六

条第二号に規定する歯科技工士養成所の所在地の都道府県知事が、毎年少くとも一回行う。

2 試験の実施に関する事務をつかさどらせるために、政令の定めるところにより、都道府県知事の監督に属する歯科技工士試験審議会を置く。

3 厚生大臣は、歯科医師試験審議会

(受験資格)

第十四条 試験は、次の各号の一に該当する者でなければ、受けることができない。

一 文部大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者

二 厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者

三 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

四 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認めたもの

(省令への委任)

第十六条 この章に規定するものの

は、○試験科目、○受験手続その

技士養成所並びに
他試験に關して必要な事項は厚生
省令で、第十四条第一号又は第二
号に規定する学校又は養成所に關
して必要な事項は、文部省令又は
厚生省令で定める。

(齒科技工指示書)

第十八条 齒科醫師又は齒科技工士
は、厚生省令で定める事項を記載
した齒科醫師の指示書によらなけ
れば、業として齒科技工を行つて
はならない。ただし、前條又は前條
の條において、かつ、患者の治療を担当する
齒科醫師の直接の指示に基づいて行つた場合は、
この限りでない。

(使用の禁止)

第二十五条 都道府県知事は、齒科
技工所の開設者が前条の規定に基
く命令に従わないときは、その開
設者に対し、当該命令に係る構造
設備の改善を行ふまでの間、その
齒科技工所の全部又は一部の使用
を禁止することができる。第九条
の規定は、この場合において準用
する。

(広告の制限)

第二十六条 齒科技工の業又は齒科技工所に關
しては、文書その他いかなる方法によるを問
わず、何人も、次に掲げる事項を除くは、
広告をしてはならない。

- 一 齒科醫師又は齒科技工士である旨
- 二 齒科技工に従事する齒科醫師又は齒科技
工士の氏名
- 三 齒科技工所の名称、電話番号及び所在の
場所を明示する事項

四 その他都道府県知事の許可を受けた事項
前項各号に掲げる事項を広告するに當つて
も、齒科醫師若しくは齒科技工士の技能、経
歴若しくは学位に關する事項にわたつては、又は
その内容が虚偽にわたつてはならない。

(報告の徴収及び立入検査)

第二十六条 都道府県知事及び保健
所を設置する市の市長は、必要が
あると認めるときは、齒科技工所
の開設者若しくは管理者に対し、
必要な報告を命じ、又は当該吏員
に、齒科技工所に立ち入り、その
清潔保持の状況、構造設備若しく
は指示書その他の帳簿書類を検査
させることができる。

2 前項の規定によつて立入検査を
する当該吏員は、その身分を示す
証明書を携帯し、かつ、関係人の
請求があるときは、これを提示し
なければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯
罪捜査のために認められたものと
解してはならない。

4 保健所を設置する市の市長は、
齒科技工所につき前二条の規定に
よる処分が行われる必要があると
認めるときは、理由を附して、そ
の旨を都道府県知事に通知しなけ
ればならない。

第六章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は一万
円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定に違反
した者

二 虚偽又は不正の事実に基づいて
免許を受けた者

第二十八条 次の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による業
務の停止命令に違反した者

二 第十三条の規定に違反して、
故意若しくは重大な過失により
事前に試験問題を漏らし、又は
故意に不正の採点をした者

三 第十七条第二項の規定に違反
した者

四 第二十五条の規定による処分
に違反した者

第二十九条 第十八条の規定に違反
した者は、一万円以下の罰金に処
する。

第三十条 次の各号の一に該当す
る者は、五千円以下の罰金に処
する。

一 第七条第三項の規定に違反し
た者

二 第十九条、第二十一条第一項
若しくは第二項又は第二十二条
〇〇又は第二十六
〇〇の規定に違反した者

三 第二十六条第一項の規定によ
る報告を怠り、若しくは虚偽の
報告をし、又は当該吏員の検査
を拒み、妨げ、若しくは忌避し
た者

第三十一条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者が、その法人又は人の
業務に關して、第二十八、九、四
又は前条第二号若しくは第三号の
違反行為をしたときは、行為者を
罰するほか、その法人又は人に対
しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から
起算して六十日を経過した日から
施行する。

(特例技工士)

第二条 齒科醫師以外の者であつ
て、この法律の施行の際現に齒科
技工の業務を行つてゐるもの又は
この法律の施行前に引き続き三年
以上齒科技工の業務を行つていた
ものは、この法律の施行後三箇月
間は、第十七条第一項の規定にか
かわらず、業として齒科技工を行
い、又は第二十二條の規定にか
かわらず、齒科技工所の管理者とな
ることができる。

2 前項の者が同項の期間内にその
氏名、住所その他厚生省令で定め
る事項をその住所地の都道府県知
事に届け出たときは、その者につ
いては、昭和三十五年十二月三十
一日までの間も、同項と同様とす
る。

3 前二項の規定により業として齒
科技工を行ふことができる者(以
下「特例技工士」といふ)について
は、第十八条、及び第二十条〇〇の規
定を準用する。

4 前項において準用する第十八条
の規定に違反した者は、一万円以
下の罰金に処する。

5 都道府県知事は、特例技工士
が、第四条又は第五条各号の一に
該当するに至つたときは、その業
務を禁止することができる。第九
条の規定は、この場合において準
用する。

6 前項の規定に基く処分違反し
た者は、一年以下の懲役又は一万
円以下の罰金に処する。

7 特例技工士は、特例技工士であ
る間は、第十四条の規定にかかわ
らず、試験を受けることができる。

(試験の実施に關する経過措置)

第三条 昭和三十五年までは、第十
二条第一項の規定にかかわらず、
同条同項に規定する都道府県知事
以外の都道府県知事も、毎年少く
とも一回試験を行ふものとする。

ただし、厚生大臣の承認を受けた
ときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、昭和三十年に
おいては、第十二条第一項及び前
項の規定にかかわらず、試験を行
わないことができる。

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議第五十号 齒科衛生士法の一部を改正する法律案外二案

(指示書に關する経過措置)

第四條 第十八條の規定は、齒科医師がこの法律の施行の際現に行つてゐる齒科技工については、適用せず、かつ、特例技工士がこの法律の施行の際現に行つてゐる齒科技工については、附則第二條第三項の規定にかかわらず、適用しない。

(特例技工所)

第五條 特例技工士が業として齒科技工を行ふ場所(病院又は診療所内の場所であつて、当該病院又は診療所において診療中の患者以外の者のための齒科技工が行われなものを除くものとし、以下「特例技工所」という。)及びその管理者については、第五章及び第十九條の規定を準用する。この場合において、第二十二條中「齒科医師又は齒科技工士」とあるのは、「齒科医師、齒科技工士又は特例技工士」と読み替へるものとする。

2 前項において準用する第二十五條の規定による処分は違反した者は、六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処し、同項において準用する第十九條、第二十一條第一項若しくは第二項又は第二十二條の規定に違反した者及び前項において準用する第二十六條第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌

避した者は、五千元以下の罰金に処する。

3 第二項及び附則第二條第三項において準用する第二十六條の規定に違反した者は、五千元以下の罰金に処する。

(齒科技工所等の届出に關する経過措置)

第六條 この法律の施行の際現に齒科技工所又は特例技工所を開設してゐる者は、この法律の施行後一箇月以内に、開設の場所、管理者の氏名その他第三十一條第一項前段の規定に基く厚生省令で定める事項を当該齒科技工所又は特例技工所の所在地の都道府県知事に届け出なければならぬ。届け出た事項のうち同条同項後段の規定に基く厚生省令で定める事項に変更を生じたときは、十日以内にその旨を届け出なければならぬ。

(罰則規定)

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して附則第五條第二項○若しくは第三項第二項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

(受験資格の特例)

第八條 他の法令の規定により期間を限つて齒科医師國家試験予備試

験を受けることができるものとされている者は、第十四條の規定にかかわらず、その期間の経過後も、試験を受けることができる。

その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

2 齒科医師法第三十三條第三項に規定する者及び他の法令の規定により齒科医師免許及び試験について期間を限つて同条同項の例によることができるものとされている者は、第十四條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

3 前項に規定する者は、第十四條の規定にかかわらず、同項の期間の経過後も、試験を受けることができる。その期間がこの法律の施行前に経過した者も、同様とする。

(厚生省設置法の一部改正)

第九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第三十九條の次に次の一号を加える。

三十九の二 診療エックス線技師、齒科衛生士、齒科技工士、あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の養成所又は養成施設の指定又は認定を行うこと。

第十條第三号中「齒科衛生士」の下に「齒科技工士」を加える。

(報告書は會議録に掲載)

優生保護法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和三十年七月二十五日

衆議院議長 河井 彌八

衆議院議長 谷 秀次郎

優生保護法の一部を改正する法律案

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第三十八條の次に次の一条を加える。

(受胎調節指導のために必要な医薬品)

第三十九條 第十五條第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者は、当分の間、その実地指導を受ける者に対しては、受胎調節のために必要な医薬品で厚生大臣が指定するものに限り、藥事法昭和二十三年法律第九十七号)

第二十九條第一項及び第四十四條第八号の規定にかかわらず、販売することができる。

2 都道府県知事は、第十五條第一項の規定により都道府県知事の指定を受けた者が次の各号の一に該当したときは、同条同項の指定を取り消すことができる。

一 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品につき藥事法第三十三條の規定の適用がある場合において、同条の規定による検査に合格しない当該医薬品を販売したとき

二 前項の規定により厚生大臣が指定する医薬品以外の医薬品を業として販売したとき

三 前各号の外、受胎調節の実地指導を受ける者以外の者に対して、医薬品を業として販売したとき

3 都道府県知事は、前項に規定する処分をしようとするときは、処分の事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに当該処分を受ける者に通知し、かつ、その者又はその代理人の出頭を求めて聴聞を行わなければならない。ただし、都道府県知事は、当該処分を受ける者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで前項に規定する処分をすることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

衛生保護法の一部を改正する法律案に対する修正案

衛生保護法の一部を改正する法律案に対する修正

衛生保護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第三十九条第一項の改正規定中「当分の間を」昭和三十五年七月三十一日までを限り」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山花秀雄君登壇〕

○山花秀雄君 ただいま一括して上程になりました三法案について御報告を申し上げます。

まず、衛生保護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の要旨は、受胎調節のために必要な医薬品に限り、また受胎調節の実地指導を受ける者に限って当分の間実地指導員が必要な医薬品の販売ができる道を開いて、受胎調節の実行を容易にし、その効果を高めようとするものであります。

本案は、七月十四日予備審査のため本委員会に付託せられ、同二十五日本付託となり、提出者より提案理由の説明を聴取し、審査に入り、本日の委員

会において質疑を終了いたしましたところ、各派共同提案による修正案が提出せられ、自由党の大橋委員よりその趣旨の説明がありました。その要旨は、本法の性質にかんがみ、本法の有効期間を昭和三十五年七月三十一日までに限定せんとするものであります。

ついで、討論を省略し、修正案並びに修正部分を除く原案の他の部分を一括して採決に入りましたところ、本案は全会一致修正案及びこれを除く原案の他の部分通り可決すべきものと議決した次第でございます。

次に、歯科衛生士法の一部を改正する法律案について申し上げます。

改正の要旨は、歯科衛生士が、看護婦または看護婦と同様、歯科診療の補助業務を行ふことができることとするに、主治の歯科医師の指示があつた場合のほか、診療器械を使用し、また歯科医師が行うのでなければ衛生上危害を生ずるおそれのある行為をしてはならないこととしたことであります。

本案は、五月二十三日予備審査のため本委員会に付託され、六月二十三日提案理由の説明を聴取し、七月十五

日本付託となり、本日質疑を終了し、討論を省略して採決に入りましたところ、本案は全会一致原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、歯科技工法案について申し上げます。

改正の要旨は、第一に、歯科技工士については現在何ら法的規制が加えられておらず、その技術内容も千差万別で、国民の歯科医療を確保する上に欠ける点が多いので、新たに歯科技工の資格を定め、その免許は都道府県知事の行う試験に合格した者に対して都道府県知事が与えることとしたことあります。

第二に、歯科医師または歯科技士でなければ業として歯科技工を行なつてはならないこととしたことあります。第三に、病院または診療所内において患者の治療を担当する歯科医師の直接の指示に基いて行ふ場合は、歯科医師の指示書によらなければ、業として歯科技工を行なつてはならないこととしたことあります。第四に、歯科技工所につきまして、開設の届出義務、管理者の設置義務、広告の制限等、必要な規制をすることとしたことあります。

以上、御報告を申し上げます。

(拍手)

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案中、衛生保護法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でありまして、その他の二案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて三案は委員長報告の通り決しました。

北海道における国有林野の風害木等の充て代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案(網島正興君外三名提出)

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案(網島正興君外七名提出)

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案(芳賀貢君外三十八名提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、網島正興君外三名提出、北海道における国有林野の風害木等の充て代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案、網島正興君外七名提出、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の充渡の特例に関する法律案、芳賀貢君外三十八名提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律案の一部を改正する法律案、右三案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

七九九

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議録第五十号 北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案外二案

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(谷倉秀次君) 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられまし

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案、昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律案、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員長綱島正興君。

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案
北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法(昭和二十九年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。
第一項中「農林大臣は、北海道の市町村で昭和二十九年四月一日以降発生した災害によりその区域内において災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)に基き救助が行われた

ものに対して、」を「農林大臣は、昭和二十九年四月一日以降発生した災害(以下「災害」という。)によりその区域内に被害を生じた地方公共団体に對して、」に、同項第一号中「その市町村が、」を「その地方公共団体が、」に、「その災害を」を「災害」に、同項第二号中「その市町村が、その災害による被害者の住宅又は政令で定める農林漁業用施設を」を「その地方公共団体が、災害による被害者の住宅その他の施設」に改める。
第二項中「前項を」を「前各号に」に、「昭和三十一年四月一日を」を「昭和三十一年十月一日」に改め、同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 農林大臣は、風害木等を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、二年以内の延納の特約をすることが出来る。
一 地方公共団体が、公用又は公共用の施設及び公営住宅の建設の用に供するため、風害木等の充払を受けようとするとき。

二 地方公共団体が、農林漁業用共同施設及び中小企業用共同施設の建設資材としてその需要者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の充払を受けようとするとき。

3 農林大臣は、北海道及びその区域内の地方公共団体に對し風害木等を売り払う場合において、次の各号の一に該当するときは、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、第一号の場合にあつては二年以内、第二号の場合にあつては一年以内の延納の特約をすることが出来る。
一 北海道又はその区域内の地方公共団体が、農林漁業用施設及び中小企業用施設の建設資材としてその需要者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の充払を受けようとするとき。

二 北海道又はその区域内の地方公共団体が、住宅金融公庫の融資に基く住宅及び一般庶民住宅を建設しようとする者に売り渡すために必要な用材に充てるため、風害木等の充払を受けようとするとき。

4 農林大臣は、日本住宅公団が住宅の建設の用に供するため風害木等の充払を受けようとするときは、日本住宅公団に對して、担保の提供を免除し、かつ、利息を附さないで、二年以内の延納の特約をすることが出来る。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 本則第一項から第三項までの各号の一に該当する場合において農林大臣がこの法律の施行前にこれらの項の地方公共団体と締結した風害木等の充払の契約(改正前のこの法律の規定に基いて締結した契約を除く。)でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約の条件を変更して、担保の提供を免除し、利息を附さないものと

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案に對する修正案
北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案に對する修正

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
本則中第一項の改正規定を除く部分中「同項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。」を「同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。」に改め、第三項を削り、第四項を第三項とする。

附則第二項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改める。
附則に次の一項を加える。
3 農林大臣がこの法律施行前に締結した風害木等の充払の契約(都府県の区域内で風害木等を引き渡すことを条件とするものに限る。)でこの法律の施行の際延納期限が到来していないものについては、農林大臣は、その契約を変更して、その延納期限を三箇月以内延長することが出来る。
〔報告書は會議録追録に掲載〕

昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律案
昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に對する米麦の充渡の特例に関する法律

第一条 この法律は、昭和三十年六月及び七月に政令で定める地域内において生じた水害(以下「水害」という。)による被害農家が食糧の用に供するため必要とする米、大麦、はだか麦、小麦及び麦製品(以下「米麦」という。)の充渡に對しての特例の措置につき規定するものとする。
(定義)
第二条 この法律において「被害農家」とは、米麦製品を除く。以

下本条において同じ。を生産する農家であつて、水害によりその生産に係る所有米麦が流失し、埋没し、腐敗した等のためその生産に係る残存米麦がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨又は水害による著しい減収のためその生産に係る米麦がその農家の飯用消費量に著しく不足する旨の都道府県知事の認定を受けたものをいう。

(米麦の売渡)

第三条 市町村が被害農家に対しその飯用消費量を基準として水害による損害又は減収の程度を参しやくして農林大臣の定める数量の米麦を売り渡すのに必要な数量の米麦を都道府県が当該市町村に売り渡す場合には、政府は、当該都道府県に対し、これに必要な数量の米麦を農林省令で定める手続に従い売り渡すものとする。

(売渡の価格)

第四条 政府が前条の規定により都道府県に米麦を売り渡す場合の価格は、被害農家の売渡を受ける当該米麦の購入価格がおおむね次の各号に掲げる額となるように農林大臣が定める。

- 一 国内産米穀については玄米(二等)一石につき九、一二〇円(昭和三十年度の米穀については九、七五五円)
- 二 輸入米穀については前号の額を基準として農林大臣が定める額

三 大麦については普通小粒大麦(二等)五二・五キログラムにつき一、六三三円

四 はだか麦については普通はだか麦(三等)六〇キログラムにつき二、一五〇円

五 小麦については普通小麦(三等)六〇キログラムにつき二、〇五八円

六 麦製品については前三号の額にその製造又は加工に要する費用を加えて得た額

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【報告書は会議録追録に掲載】

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案

第二項中「十分の五」及び「十分の六・五」とあるのは「十分の七」と読み替へるものとする。

8 前項の水害によつて必要を生じた災害復旧の事業で、災害にかかつた農地等(共同利用施設を除く。以下同じ)を原形に復旧すること(原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすること及び原形に復旧することが不可能な場合において当該農地等の従前の効用を復旧するために必要な施設をすることを含む)を目的とするもののうち、一箇所の工事の費用が七万円以上十万円未満のものについては、都道府県が当該事業の事業費の十分の七を補助するものとし、国は、その補助に要する経費の全部を補助する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

【報告書は会議録追録に掲載】

【綱要正誤訂正】

○綱要正誤訂正 ただいま議題となりまして昭和三十年六月及び七月の水害による被害農家に対する米麦の売渡の特例に関する法律案につきまして御報告いたします。

本年六月及び七月に東北並びに北海道を襲いました水害によつて、その保有している米麦が流失、埋没もしくは腐敗等により、あるいは水害により著しい減収により、飯用食糧にも事欠く農家が多数生じている状態であり、御承知のごとく、東北、北海道と一昨昭和二十八年及び昨二十九年の凶年にわたり、冷害によりまして激甚な被害をこうむりまして、被害農家の疲弊はなほだしく、創痛なおいておりません折柄、本年の水害を受けたのでございます。従つて、この際、これら飯米不足の被害農家に対しまして、飯用食糧確保の方途を講じまして、安んじて生業に精励することができようにいたす必要がございますので、昭和二十八年六月及び七月の大水害、または同年並びに翌二十九年の冷害等の場合にとられました米麦の売り渡しの特例措置にならしまして、政府所有の米穀、麦及び麦製品を特別価格で売り渡し、もつて被害農家の再生産確保に寄与いたす目的をもつて本法案が提出いたされたのであります。

本法案は、七月二十五日付託、同二十七日提案理由の説明があり、二十九日に政府当局に質疑を行い、引き続き吉川農林政務次官より本案の趣旨については異議がない旨の内閣の意見が述べられた後、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもつて本案は可決すべきものと決定いたしました。

次に、北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案について御報告いたします。

昭和二十九年の暴風雨により北海道に生じた国有林の未曾有の風害木の処理につきましては、おおむね三年間に整理する計画であります、特にその消化面におきまして今なおはなほ低調な状態でありまして、風害木の需要を喚起する意味から、現行特別措置法を改正して風害木の用途面の拡大をはかるため、本案が提出されたのであります。すなわち、広く全国の一級災害復旧に対し風害木の売り払いを行うこと、買受機関に都道府県及び日本住宅公団等を加え、範囲を拡大すること、現行法の期限を一年半延長すること等の措置を講じようとするものであります。

本案は、七月二十八日付託となり、二十九日提案者を代表して提案理由の説明があり、同日、井出委員より、地方公共団体が公共用等以外の施設資材についてもその代金支払いの責任を負うこととした規定を削除し、また、都道府県に対する資材の円滑な流通を促進するための規定を加えることを内容とした修正案が提出されて、この修正案及び原案を一括採決の結果、修正案の通り修正議決されたものであります。

次に、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案について御報告いたします。

御承知のごとく、東北、北海道は本年六月及び七月の水害により農林水産業施設に多大の被害をこうむつたのであります。昭和二十八、二十九年の二年にわたり冷害を受けて困窮はなほだしい一般農家にとりましては、現行の国庫補助をもつていたしては十分なる復旧が不可能でありますので、この際これら農地等の復旧事業に対する補助の程度を高める措置を講ずるため本案が提出されたのであります。すなわち、現行法では一カ所の工事費十万円以上のものに対して補助することに

なっておりますのを、七万以上に改め、補助範囲を拡大するとともに、補助率を引き上げたものであります。

本案は、七月二十九日付託、同日提案理由の説明があり、引き続き政府の意見を求めた上、討論を省略して採決に入つたのであります。この間の詳細は速記録に譲ることいたします。

採決の結果は、全会一致をもつて本案は原案通りこれを可決すべきものと決した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 三案を一括して採決いたします。三案中、北海道における国有林野の風害木等の売却代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案の委員長の報告は修正でありまして、その他の二案の委員長の報告は可決であります。三案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて三案とも委員長報告の通り決しました。

日本学校給食会法案(内閣提出)
女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施

の確保に関する法律案(衆議院提出)

○議長(益谷秀次君) 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、日本学校給食会法案、衆議院提出、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日本学校給食会法案、女子教育職員の前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。文教委員長佐藤次郎君。

日本学校給食会法案
日本学校給食会法

目次
第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 役員及び職員(第九条―第十四条)

第三章 評議員会(第十五条―第十七条)
第四章 業務(第十八条―第二十一条)

第五章 会計(第二十二条―第二十五条)
第六章 監督及び助成(第二十六条―第三十二条)

第七章 雑則(第三十三条)
第八章 罰則(第三十四条―第三十六条)

附則
第一章 総則

第一条 学校給食用物資を適正円滑に供給し、あわせて学校給食の普及充実にその健全な発達を図ることを目的として、日本学校給食会を設立する。

(法人格)
第二条 日本学校給食会(以下「給食会」といふ)は、法人とする。

(定義)
第三条 この法律において「学校給食」とは、学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第三条に規定する学校給食をいう。

2 この法律において「学校給食用物資」とは、学校給食の用に供する食品その他の物資で文部大臣の指定するものをいう。

(事務所)
第四条 給食会は、主たる事務所を東京都に置く。

2 給食会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
(定義)
第五条 給食会は、定款で次の各号に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所所在地
四 役員に関する事項
五 評議員会及び評議員に関する事項
六 業務及びその執行に関する事項

七 資産に関する事項
八 会計に関する事項
九 その他給食会の業務に関する重要事項

2 定款の変更は、文部大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(登記)
第六条 給食会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

8 登記した事項は、登記所において、遅滞なく公告しなければならない。

(名称使用の制限)

第七条 給食会でない者は、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、給食会に準用する。

第二章 役員及び職員

(役員)

第九条 給食会に役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人を置く。

(役員の職務)

第十条 理事長は、給食会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、給食会を代表し、理事長を補佐して給食会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のとときはその職務を行ふ。

3 監事は、給食会の業務を監査する。

(役員の任命及び任期)

第十一条 役員は、給食会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 役員の任期は、二年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任されることができ

(代表権の制限)

第十二条 給食会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が給食会を代表する。

(兼職の禁止)

第十三条 理事長及び理事は、他の職業に従事してはならない。ただし、文部大臣がこれらの役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可した場合は、この限りでない。

(役員及び職員の地位)

第十四条 給食会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 評議員会

(評議員会)

第十五条 給食会に評議員会を置く。

2 評議員会は、十人以上十五人以下の評議員で組織する。

(評議員会の職務)

第十六条 次の各号に掲げる事項について、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 定款の変更

二 業務方法書の変更

三 毎事業年度の予算

四 重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 訴訟又は訴訟の提起及び和解

六 その他給食会の業務に関する重要事項で、定款で定める事項

2 前項に規定する事項のほか、評議員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

(評議員の任命及び任期)

第十七条 評議員は給食会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣が任命する。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は、評議員について準用する。

第四章 業務

第十八条 給食会は、第一条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行ふ。

一 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給に関する業務

2 学校給食の普及充実に関する業務

三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

給食会は、前項の業務の遂行に支障のない限り、あらかじめ文部大臣の承認を受けて、同項の業務

に準ずる業務を行うことができる。

(学校給食用物資の供給の相手方の制限)

第十九条 給食会は、学校給食用物資を文部大臣が指定する者以外の者に供給してはならない。

(学校給食用物資の売渡価格)

第二十条 給食会が、学校給食用物資を学校給食用として売り渡す場合における売渡価格は、学校給食用物資の買入れ、輸送、保管、加工、売渡し等に要する経費の適正な原価を償うものであり、かつ、営利の目的の介入がないものでなければならない。

2 給食会は、前項の売渡価格について、文部大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよとするとともに、同様とする。

(業務方法書)

第二十一条 給食会は、業務方法書を定め、これに次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

一 学校給食用物資の買入れ、売渡しその他供給の契約に関する事項

二 学校給食用物資の輸送、保管、加工等に関する事項

三 学校給食の普及充実に関する業務の実施方法に関する事項

四 その他給食会の業務の執行に關して必要な事項

2 給食会は、業務方法書を変更しよとするとともに、文部大臣の認可を受けなければならない。

第五章 会計

(事業年度)

第二十二条 給食会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 給食会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画、予算及び決算)

第二十三条 給食会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度開始前に文部大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えよとするとともに、同様とする。

2 給食会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに予算の区分に従つて作成した当該事業年度の決算報告書を添付し、監事の意見をつけて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 理事長は、前項の財務諸表及び決算報告書に、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に、これを評議員会に提出しなければならない。

4 給食会は、第二項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく同項の財務諸表を官報に公告し、かつ、各事務所に備えて置かなければならない。

(借入金)

第二十四条 給食会は、文部大臣の定める場合を除くほか、借入金をするについては、文部大臣の認可を受けなければならない。

(政令への委任)

第二十五条 前三条に規定するもののほか、業務上の余剰金の運用その他給食会の会計について必要な事項は、政令で定める。

第六章 監督及び助成

(監督)

第二十六条 給食会は、文部大臣が監督する。

(監督命令)

第二十七条 文部大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、給食会に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第二十八条 文部大臣は、必要があると認めるときは、給食会に対して業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又は当該職員をして給食会の事務所若しくは給食会が学校給食用物資を保管する場所に立ち

入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(役員解任)

第二十九条 文部大臣は、役員が次の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することが出来る。

一 この法律、この法律に基づく命令、第二十七条の規定に基づく文部大臣の監督上の命令又は定款に違反したとき。

二 刑事事件により有罪の宣告を受けたとき。

三 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき、その他前各号に掲げるもののほか、役員として不適当と認められるとき。

(農林大臣の同意)

第三十条 文部大臣は、学校給食用物資のうち文部大臣と農林大臣が協議して定めるものに関し、第

二十条第二項、第二十一条第二項又は第二十三条第一項(事業計画に係る場合に限る。)の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得てしなければならない。

(農林大臣の権限)

第三十一条 農林大臣は、給食会に對して、隨時、その業務及び資産の状況に関し、報告をさせることができる。

2 農林大臣は、必要があると認めるときは、文部大臣に對して、第二十七条の規定に基づく監督上の命令を発することを求めることができる。

(国の補助)

第三十二条 国は、予算の範囲内において、給食会の事務に要する経費を補助することが出来る。

第七章 雑則

(政令への委任)

第三十三条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第八章 罰則

第三十四条 第二十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 給食会の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、給食会の

業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、給食会に對しても同項の刑を科する。

第三十五条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした給食会の役員を二万円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基づく政令に違反して登記をすることを怠つたとき。

二 この法律又は定款に規定する業務以外の業務を営んだとき。

三 第二十三条第四項の規定に違反して、公告をすることを怠り、又は不実の公告をしたとき。

四 第二十七条の規定に基づく文部大臣の監督上の命令に違反したとき。

第三十六条 第七条の規定に違反して、日本学校給食会という名称又はこれに類似する名称を用いた者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十年十月一日から施行する。ただし、附則第二項から第七項までの規定は、公布の日から施行する。

(給食会の設立)

2 文部大臣は、給食会の設立前に、第十一条第一項の例により、理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された者は、給食会成立の日において、この法律の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 文部大臣は、設立委員を命じ、給食会の設立に関する事務を処理させる。

5 設立委員は、定款、業務方法書並びに最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

6 文部大臣は、業務方法書又は事業計画に関し、前項の規定による認可をするには、農林大臣の同意を得てしなければならない。

7 第五項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を第二項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

8 第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

9 給食会は、設立の登記をすることによつて成立する。

(給食会の最初の事業年度)

10 給食会の最初の事業年度は、第二十二條第一項の規定にかかわらず、昭和三十年十月一日に始まり、昭和三十一年三月三十一日に終るものとする。

(財団法人日本学校給食会の解散等)

11 財団法人日本学校給食会は、給食会成立の日以降、その権利義務は、給食会が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

12 前項の財団法人の解散の登記に關して必要な事項は、政令で定める。

13 給食会が第十一項の規定により財団法人日本学校給食会から不動産を承継した場合における当該不動産の所有権の取得の登記については登録税を、当該不動産の取得については不動産取得税を課さない。

(他の法律の一部改正)
14 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九条第七号中「私立学校教職員共済組合」の下に「日本学校給食会」を、「私立学校教職員共済組合法」の下に「日本学校給食会法」を加える。

15 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第五条第六号ノ四の次に次の一号を加える。

第五号 第五号第六号ノ四の次に次の一号を加える。

六ノ五 日本学校給食会が其ノ業務ニ関シテ発スル証書、帳簿

16 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十号中「損害保険料率算出団体」の下に「日本学校給食会」を加える。

17 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第六号を次のように改める。

六 損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

18 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第七十二条の五第一項第六号を次のように改める。

六 損害保険料率算出団体及び日本学校給食会

〔報告書は会議録追録に掲載〕
女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律案

右の本院提出案をここに送付する。
昭和三十年七月二十二日

参議院議長 河井 彌八
衆議院議長 谷本 秀次郎

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律

(目的)

第一条 この法律は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるための教育職員の臨時的任用に關し必要な事項を定め、もつて女子教育職員の母体の保護を図りつつ、学校教育の正常な実施を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校をいふ。

2 この法律において「教育職員」とは、校長、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。)及び寮母をいふ。

(国立及び地方公共団体の任務)

第三条 国立又は地方公共団体は、国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合における当該学校の学校教育の正常な実施を確保するため、必要な財政的措置を講ずるよう努めなければならない。

(国立又は公立の学校における教育職員の臨時的任用)

第四条 国立又は公立の学校に勤務する女子教育職員が権限のある者の承認を受けて産前産後の休暇をとる場合においては、任命権者は、その休暇中当該学校における学校教育の正常な実施を図るため、その休暇の期間の範囲内において、学校教育の正常な実施が困難となると認める期間を任用の期間として、当該学校の教育職員の職務を行わせるため、臨時的に校長以外の教育職員を任用しなければならない。

2 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条又は第二条に規定する職員(特別区立の学校の職員を除く。)である教育職員の前項の規定による臨時的任用については、その任用の期間は、同項の規定にかかわらず、任命権者たる市町村の教育委員会の申出により、当該市町村の教育委員会と都道府県の教育委員会とが協議して決定する。

(適用除外)
第五条 前条第一項の規定による臨時的任用については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第六十条第一項から第三項まで及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条第二項から第五項までの規定は適用しない。

二項から第五項までの規定は適用しない。

附 則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

2 市町村立学校職員給与負担法の一部を次のように改正する。

第三条中「職員」の下に「(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十年法律第 号)第四条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加える。

3 教育委員会法(昭和二十三年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項中「職員」の下に「(女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に關する法律(昭和三十年法律第 号)第四条第一項の規定により臨時的に任用される職員を除く。)」を加える。

4 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「採用」の下に「(臨時的任用を含む。以下この条において同じ。)」を加える。

5 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議録第五十号 昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

八〇六

第一条中「及び休職者」を「休職者及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律（昭和三十年法律第 号）第四条第一項の規定により臨時的に任用される者」に改める。

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案に対する修正案

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案に対する修正

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第二項中「その任用の期間は、」を削る。

〔報告書は会議録に掲載〕

〔佐藤次郎君登壇〕

○佐藤次郎君 ただいま上程になりました日本学校給食会法案及び女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案につきまして、文教委員会におけ

る審議の過程及びその結果を御報告申し上げます。

日本学校給食会法案は内閣の提出で、その要点を簡単に申し上げますと、学校給食用物資の買入れ、売り渡し、供給及び学校給食の普及充実に関する業務等を行うことを目的とする日本学校給食会なるものを特殊法人として設立せんとするものであります。その取り扱う物資、資金の増大が予想せられるがために、その役員に対する国家の監督権を強化し、一、役員は文部大臣の任免制とすること、二、事務費は国の補助金によること、三、給食用物資に関する文部、農林の両大臣の権限、四、現存財団法人日本学校給食会を本会に吸収解散せしめることなど、所要の規定を設けております。

本法律案は、去る五月二十八日委員会に付託され、以来慎重に審議を重ねて参りました。本委員会の審議に当りましては、三宅正一君、野原覺君、辻原弘市君、永山忠則君等からきわめて熱心な質疑が行われ、一、学校給食の現況、二、学校給食と余剰農産物受け入れについて、三、学校給食と新生活運動について、四、給食用物資の不良品払い下げ問題など、細部にわたって

検討が加えられたのであります。さらにまた、七月二十日には、国産品による学校給食の振興及びこれと密接な関連を持つ酪農産業の振興について政府は即時適切な措置を講ずべきであるとして、本委員会及び農林水産の委員会とでひとしく全会一致の決議がなされたのであります。これらの詳細については速記録によって御承知願いたいと存じます。

かくて、七月二十九日に至りまして質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案について申し上げます。

本法律案は木村守江君外六名の提出でありまして、その要点を簡単に申し上げますと、国、公立の小、中、高等学校等に勤務する女子教育職員が産前産後の休暇をとる場合において、一、国及び地方公共団体は学校教育の正常な実施を確保するために必要な財政的措置を講ずるよう努めること、二、その休暇中当該学校の教育職員の職務を行わせるため、任命権者は、学校教育の正常なる実施が困難となると認める期間を

任用の期間として、臨時的に校長以外の教育職員を任用すること、ただし、都道府県が給与負担をする市町村立学校における臨時的任用の期間認定は、市町村教育委員会と都道府県教育委員会とが協議して決定することなど、所要の規定を設けております。

本法律案は、去る七月二十二日委員会に付託され、以来各委員は慎重に審議を重ねて参りました。

かくて、七月二十九日に至りまして質疑を終了、自由党永山忠則君から本会に対する修正案が提出されました。その修正案の要点を申し上げますと、臨時任用について必要な事項の一切を市町村教育委員会と都道府県教育委員会との協議事項とするために、

第四条第二項中「臨時任用について」は、その任用の期間は、同項の規定にかかわらず」とあるうち、「その任用の期間は」を削除することでありまして、

ついで、修正案を含めた本法律案について、討論を省略して採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は起立総員をもって全会一致可決せられました。

有、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（金谷秀次君） 両案を一括して採決いたします。日本学校給食会法案

の委員長報告は可決、女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案の委員長報告は修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（金谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって両案は委員長報告の通り決しました。

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

（鈴木直人君外七名提出）

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、鈴木直人君外七名提出、昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長（金谷秀次君） 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（金谷秀次君） 御異議なしと認めます。よって日程は追加せられました。

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事加賀田進君。

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案

(起債の特例)

第一条 昭和三十年の六月及び七月の大水害(以下「水害」という。)を受けた地方公共団体は、次の各号に掲げる場合においては、昭和三十年に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第五条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすることができ、

一 地方税、使用料、手数料その他の徴収金で命令で定めるものの水害のための減免及び徴収猶予であつて、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによつて生ずる財政収入の不足を補う場合

二 水害に係る災害救助対策、伝染病予防対策、病虫害駆除対策、救護土木対策その他これらに類する命令で定める災害対策

に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合

2 前項の水害を受けた地方公共団体は、政令で指定する。

(地方債の引受)

第二条 前条第一項の規定による地方債は、国が資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引受けるものとする。

2 前項の場合における利息の定率及び償還方法は、政令で定める。

(起債許可についての協議)

第三条 自治庁長官は、第一条第一項の規定による地方債について地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣及び郵政大臣と協議しなければならない。

(政令委任)

第四条 この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録に掲載〕
〔加賀田進君登壇〕
○加賀田進君 ただいま議題となりました昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果の御報告を申し上げます。

本法案は、去る六月及び七月北海道その他の地域に発生した大水害による被害の結果、地方税等の減免及び徴収猶予による収入不足を生じ、あるいは各種の災害対策費を負担した地方公共団体に対し、これらの財源不足を補てんし、またはその財源に充てるため地方債を起すことができる特例を認めようとするものであります。

本案は、本二十九日提案理由の説明を聴取、討論を省略して採決の結果、全会一致可決いたしました。

有、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

の臨時措置に関する法律案(内閣提出)
○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案、右二案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案、右二案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事春日一幸君。

昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案
昭和三十年産米穀につき、米穀の生産者が、その生産した米穀を政府に對し売り渡す旨を政令で定める日まで申し込み、その申込により締結された契約に基いて当該米穀を昭和三十一年二月二十九日まで政府に對して売り渡した場合においては、当該生産者の昭和三十年分の所得税については、政令で定めるところにより、当該米穀の売渡の時期及び数量に応じて次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額に相当する金額は、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)第七条の二に規定する農業所得に係る同法第九条第四号の総収入金額に算入しない。

一 昭和三十年九月三十日まで売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、九百六十円

二 昭和三十年十月一日から同月十五日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、七百二十円

三 昭和三十年十月十六日から同月三十一日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、六百円

四 昭和三十年十一月一日から昭和三十一年二月二十九日までの間に売り渡した米穀については、玄米換算正味六十キログラムにつき、四百八十円

附則

この法律は、公布の日から施行する。

「報告書は会議録追録に掲載」

金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案

金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、日本経済の自立とその健全な発展に資するため、金融機関の資金の運用を調整して緊要な長期産業資金の調達を円滑にすることを目的とする。

(勸告)

第二条 大蔵大臣は、銀行（日本銀行を除く。以下同じ。）保険会社その他の政令で定める金融機関に対し、その資金の運用に関し必要な勸告を行うことができる。

(債券の保有に関する命令)

第三条 大蔵大臣は、緊要な長期産業資金の調達を円滑にするため必要かつ適切であると認める場合には、銀行、保険会社その他の金融機関のうち政令で定めるもの（以下第七条までにおいて単に「金融機関」という。）に対し、その資産のうち次に掲げる債券（以下「保有特定債券」という。）の総額の増加額が、その金融機関の預金等（預金、貯金、定期預金、掛金、金銭

信託及び責任準備金をいう。）で政令で定めるもの（以下「特定預金等」という。）の総額の増加額に大蔵大臣が定める割合を乗じて得た金額を下らないようにすべきことを、大蔵省令で、命ずることができる。

一 長期信用銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券（割引の方法により発行するものを除く。）

二 鉄道債券又は電信電話債券

三 政令で定める事業を営む法人の発行する債券

四 国債又は地方債であつて、政令で定めるもの

2 前項の保有特定債券の総額の増加額の計算の基礎となるべき期間（以下「債券計算期間」という。）及び同項の特定預金等の総額の増加額の計算の基礎となるべき期間（以下「預金等計算期間」という。）は、政令で定める。

3 金融機関の保有特定債券の総額は、当該金融機関が保有特定債券に附した帳簿価額の合計額による。

第四条 前条第一項の規定により大蔵大臣が定める割合は、百分の二十をこえてはならない。

2 大蔵大臣は、金融機関の種類ごとに、前条第一項の割合を定めることができる。

第五条 大蔵大臣が第三条第一項の規定による命令をした場合には、預金等計算期間中に特定預金等の総額が減少した金融機関は、保有特定債券の総額の債券計算期間中の減少額が、当該預金等計算期間中の特定預金等の総額の減少額に当該金融機関について定められた同項の割合を乗じて得た金額をこえないようにしなければならない。

第六条 大蔵大臣が第三条第一項の規定による命令をした場合において、債券計算期間の終期における金融機関の保有特定債券の総額のうち第三条又は前条の規定により保有しなければならないこととされる保有特定債券の総額をこえる部分の金額は、これらの規定により当該金融機関が次の債券計算期間の終期において保有しなければならないこととなる保有特定債券の総額から控除するものとす。

(債券の保有義務の緩和又は免除)

第七条 大蔵大臣は、第三条第一項の規定による命令をした場合において、金融機関につき次に掲げる理由があると認めるときは、その金融機関については、政令で定めるところにより、当該命令による義務（第五条の規定による義務を含む。）を緩和し、又は免除することができる。

一 多額の預金の払戻しその他により真にやむを得ない事情があること。

二 その保有により損失を受けるおそれがある債券を新たに保有しなければならないこととなること。

2 大蔵大臣は、前項の処分を行う場合には、その緩和又は免除に係る保有特定債券の金額の範囲内で大蔵大臣が定める金額を、大蔵大臣の指定する債券計算期間の終期において当該金融機関が第三条から前条までの規定により保有しなければならないこととなる保有特定債券の総額に加算すべき旨の条件を附することができる。

(金融機関資金運用審議会)

第八条 大蔵省に、金融機関資金運用審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第九条 審議会は、大蔵大臣の諮問に応じて金融機関の資金の運用に関する基本方針を審議し、及びこれに関し必要と認める事項を大蔵大臣に建議する。

第十条 大蔵大臣は、第三条第一項若しくは第二項の規定に基づく政令を立案し、又は同条第一項の規定による命令をし、若しくは同項の割合を変更しようとする場合には、審議会にはからなければならない。

第十一条 審議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 日本銀行総裁

二 金融に関し深い知識と経験を有する者 三人

三 産業に関し深い知識と経験を有する者 三人

四 その他学識経験のある者 二人

2 前項第二号から第四号までに掲げる委員は、大蔵大臣が、内閣の承認を得て、任命する。

3 委員は、非常勤とする。

第十二条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

第十三条 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数の場合には、会長の決するところによる。

第十四条 前六条に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 大蔵省設置法（昭和二十四年法

大蔵大臣の諮問に應じて、金融機關の資金の運用に關する基本方針を審議し、及びこれに關し必要と認める事項を大蔵大臣に建議すること。

〔春日〕一幸君登壇

○春日一幸君　ただいま議題となりま
した昭和三十年産米穀についての所得
税の臨時特例に関する法律案外一法律
案について、大蔵委員会の審議の経過
並びにその結果について御報告を申し
上げます。

まず、昭和三十年産米穀についての
所得税の臨時特例に関する法律案につ
いて申し上げます。

本法律案は、昭和三十年産米穀については生産者からの事前売り渡し申し込みにより集荷を行ふこととしたのであります。この制度によつて所要数量を確保することに資するため、事前売り渡し申し込みに基いて政府に対して米穀を売り渡した者の昭和三十年分の所得税を軽減しようとするものであります。

律第四百四十四号)の一部を次のよ
うに改正する。

第十七条第一項の表中金利調整
審議会の項の次に次のように加
る。

その内容を申し上げますと、玄米

石当り平均千四百円を非課税とするこ
ととし、このため、昭和三十年九月末
日までに売り渡された米穀については
一石当り二千四百円として六十キログ
ラム当り九百六十円、同年十月十五日
までに売り渡された米穀については一
石当り千八百円といたしまして六十キ

ログラム当り七百二十四、同年十月末日までに売り渡された米穀については一石当り千五百円として六十キログラム当り六百円、昭和三十一年二月末日までに売り渡された米穀については一石当り千二百円として六十キログラム当り四百八十円を非課税とすることとしようというのであります。なお、政府の説明によりますれば、以上の措置は、昭和三十年度的において二十九億四程度の減収が見込まれております。

なお、希望条件は次の通りであります。

三十年度事前充渡制度実施に当り、
集荷の状況にかんがみ予約締切期日
後の買入分に対しても優遇措置を講
ぜられたい。

次に、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本経済の自立とそ
の健全な発展に資するため、金融機関
の資金の運用を調整して、緊要な長期
産業資金の調達を円滑にすることを目
的として立案されたものでありまし

て、まず第一に、銀行その他の金融機関の資金の運用に關しまして、従来大蔵大臣が隨時行政指導を行なつてきたものを、この際勧告を行うことが出来ることとしております。第二に、大蔵大臣は、金融機関の預金等が増加した

ればならない趣旨の命令をすることが出来ることといたしております。第三に、大蔵大臣の諮問に応じて金融機関の資金の運用に関する基本方針を審議し及びこれに関し必要と認める事項を建議する機関として、大蔵省に各界の権威者をもつて組織する金融機関資金運用審議会を設置することといたしております。

本法案につきましては、大蔵委員会に付託されてより慎重に審議を続けましたが、本日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたとこ

ろ、本案は起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) これより採決に
入ります。

た 蔵 き た 大 機

ます、金融機関の資金運用の調整のための臨時措置に関する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、昭和三十年産米穀についての所得税の臨時特例に関する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

明三十日は、会期終了日でありますから、午前十時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十六分散会

出席國務大臣

大藏大臣 一萬田尙登君

文部大臣 松村 謙三君

厚生大臣 川崎 秀二君

出席政府委員

自治政務次官 永田 亮一君

文部大臣官 田中 彰君

長洲牧務大臣 吉川 人衛

島村一郎君

附錄

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議第五十号 議長の報告

朗読を省略した報告

一、昨二十八日次の法律の公布を案上し、その旨参議院に通知した。

石油資源開発株式会社法

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律

地方公営企業法の一部を改正する法律

一、昨二十八日常任委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

文教委員会

理事 小牧 次生君 (理事小牧次生君去る二十三日委員辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 有田 喜一君 (理事有田喜一君去る二十七日委員辞任につきその補欠)

理事 大西 正道君 (理事大西正道君去る二十一日委員辞任につきその補欠)

建設委員会

理事 今村 等君 (理事今村等君去る二十三日委員辞任につきその補欠)

内閣委員

大村 清一君 松澤 雄蔵君

栗山 博君 船田 中君

櫻井 奎夫君 田中 武夫君

矢尾喜三郎君

一、昨二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

大村 清一君 松澤 雄蔵君

栗山 博君 船田 中君

櫻井 奎夫君 田中 武夫君

矢尾喜三郎君

法務委員

徳安 實蔵君

外務委員

大蔵委員

田子 一民君

石山 權作君

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

大野 市郎君

小松 幹君

商工委員

多賀谷眞穂君

安平 鹿一君

運輸委員

上林山榮吉君

楯 兼次郎君

通信委員

建設委員

楯 兼次郎君

予算委員

三田村武夫君

加藤 清二君

決算委員

薄田 美朝君

内閣委員

上林山榮吉君

三田村武夫君

渡邊 惣蔵君

吉田 賢一君

吉田 賢一君

佐竹 新市君

石田 有全君

戸塚九一郎君

柳田 秀一君

小川 豊明君

松平 忠久君

下川儀太郎君

松本 七郎君

益谷 秀次君

井手 以誠君

渡邊 惣蔵君

松野 頼三君

永山 忠則君

松岡 松平君

中垣 國男君

下川儀太郎君

一、昨二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

上林山榮吉君

三田村武夫君

渡邊 惣蔵君

吉田 賢一君

一、昨二十八日議長から提出した議案は次の通りである。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (芳賀貢君外三十八名提出)

法務委員

益谷 秀次君

外務委員

大蔵委員

薄田 美朝君

井手 以誠君

文教委員

社会労働委員

農林水産委員

松野 頼三君

楯 兼次郎君

商工委員

柳田 秀一君

加藤 清二君

運輸委員

大村 清一君

栗原 俊夫君

通信委員

建設委員

小松 幹君

予算委員

栗山 博君

櫻井 奎夫君

決算委員

田子 一民君

戸塚九一郎君

一、昨二十八日議長から提出した議案は次の通りである。

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案 (芳賀貢君外三十八名提出)

矢尾喜三郎君

松本 七郎君

小川 豊明君

永山 忠則君

多賀谷眞穂君

石田 有全君

佐竹 新市君

田中 武夫君

松平 忠久君

徳安 實蔵君

石山 權作君

安平 鹿一君

大野 市郎君

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日委員会に付託された議案は次の通りである。

労働者福利共済団体系案 (井堀繁雄君外五名提出、衆法第七〇号)

社会労働委員会 付託

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (網島正興君外三名提出、衆法第七三号)

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

愛知用水公団法案

農地開発機械公団法案

自作農維持創設資金融通法案

一、昨二十八日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

北海道における国有林野の風害木等の充払代金の納付に関する特別措置法の一部を改正する法律案 (網島正興君外三名提出)

労働者福利共済団体系案 (井堀繁雄君外五名提出)

一、昨二十八日次の内閣提出案 (参議院回付) に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

石油資源開発株式会社法案

石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部を改正する法律案

一、昨二十八日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

一、今二十九日議員から提出した議案は次の通りである。

昭和三十年六月及び七月の大水害により被害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案 (鈴木直人君外七名提出)

健康保険赤字克服の根本対策に関する決議案 (山下春江君外六名提出)

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

農林水産委員会 付託

中央卸売市場法の一部を改正する法律案 (田中啓一君外六名提出、参法第二十八号(予))

農林水産委員会 付託

一、昨二十八日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

昭和三十年四月一日以降発生した天災に關し適用する。ただし、昭和三十年四月一日から同年五月三十一日までの間に発生した天災に關しては、昭和三十年四月及び五月の凍霜、水害等の被害農家に対する資金の融通に關する特別措置法（昭和三十年法律第四十五号）の規定による資金の融通を受けない者について、この法律の規定を適用する。

昭和三十年七月二十九日 衆議院會議録第五十号

八二二